

(業評定別記1)

## 岐阜県委託業務成績評定考査基準

### 1 評定項目

評定は、プロセス評価（実施能力の評価、実施状況の評価、説明調整能力の評価、取組姿勢）および結果の評価について行うものとする。

評価項目		細別
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	
結果の評価		成果物の品質

### 2 評定表の適用区分

各評定表を適用する業務の適用区分は次のとおりとする。

業務種別	適用区分
測量業務	測量作業一般
地質・土質調査業務	地質調査(ボーリング・CBR試験等)
用地関係業務	用地測量、各種補償業務(家屋移転補償・営業補償等)
設計業務	概略、予備、詳細設計
各種調査業務	計画、解析及び調査業務のうち下記に定める単純調査業務以外の業務 地すべり調査、地質解析は本評定表を適用

### 3 第1評定者（一般監督員）の考査基準

#### (1) 考査方法

一般監督員は、評定にあたって当該業務の履行状況に応じ、委託業務検査チェックリスト(業評定様式2号)の各項目に従って評定を行うものとする。

#### (2) 評価項目

必須の評価項目および当該業務において対象となる選択項目について評価する。

#### 4 第2評定者（主任・総括監督員）の考査基準

##### (1) 考査方法

主任・総括監督員は、評定にあたって当該業務の履行状況に応じ、委託業務検査チェックリスト（業評定様式2号）の各項目に従って評定を行うものとする。

##### (2) 評価項目

必須の評価項目および当該業務において対象となる選択項目について評価する。

##### (3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点）に対して表一1を参考として－15点まで減点することができる。

（表一1）受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止期間が1ヶ月を超える
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点

##### 【適応事例】

- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託、請負を行った。
- ・ 打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において、過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検された。
- ・ 当該業務において、安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ その他（理由： ）

##### (4) 瑕疵修補又は損害賠償による減点

成果品に受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務総合評定点（100点満点）に対して表一2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス<sup>5</sup>の修正ではない大幅な修補をいう。

また、受注者に対し評定結果の通知を行った後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

（表一2） 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考査点	－10点	－20点

## 5 第3評定者（検査員）の考査基準

### （1） 考査方法

検査員は、評定趣旨を十分理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行うものとする。

### （2） 評価点範囲

委託業務検査チェックリスト（業評定様式2号）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。また、その結果を委託業務成績評定表（業評定様式1号）に記録するものとする。

## 6 単純調査業務

単純調査業務とは、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理や資料収集等の業務である。単純調査業務については、金額が100万円を超えても成績評定は行わない。

### 【単純調査業務の例】

- ・単純なデータ収集
- ・単純なデータ加工
- ・書類作成的業務
- ・台帳補正
- ・一般的な点検調査
- ・一般的な交通量調査
- ・分析方法が規定された水質観測等

## 7 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取り扱い

対象業務が複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定を行うこととする。

### 【具体例】

- ① 設計を主たる業務とし、関連した測量作業に併せて実施するには、「設計」の考査により評定を行う。
- ② 測量作業を主たる業務とし、一連で歩道設計、標準設計適用の小規模道路設計等の簡易な設計業務を併せて実施する場合は、「測量業務」の考査により評定を行う。